

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした千葉県と鎌ヶ谷市の避難指示の発令等に着目したタイムライン

千葉県

※赤字は重要事項

	気象・水象情報	水防本部指令班 (河川環境課)	水防本部現地指導班 (東葛飾土木事務所)	鎌ヶ谷市	住民等
台風発生 5日前	○台風情報 ○台風に関する千葉県気象情報 (随時)	○気象情報収集 ○通信機器の確認	○気象情報収集 ○通信機器の確認	○気象情報収集 ○通信機器の確認	○テレビ・ラジオ・インターネット等による気象情報等の確認
台風上陸の恐れ 3日前	○台風に関する気象庁記者会見 ○台風に関する千葉県気象情報 (随時) ○大雨注意報・洪水注意報発表	○連絡体制の確保 ○水防体制の判断 ○水防体制指令発令 ※気象予測により準備や注意体制は適宜判断 ○水防要員の確保	○河川施設の点検・操作確認 ○水防指令の受信及び市町村へ伝達 ○水防用資機材の確保 ○協力機関の体制確保 ○水防要員の確保	○課内検討会議 ○水防指令受信 ○台風接近についてHP等による注意喚起 ※ 必要に応じて ○事務局用スペース確保・電話増設 ○災害対応用車両の確保 ○配備体制の確認 ○避難施設開設及び開設箇所数について協議 ○事前パトロール実施 (道路、河川)	○ハザードマップ等による避難所・避難ルート及び避難要領の確認 ○土のう・ブルーシート及び非常時持出品の用意 ○テレビ・ラジオ・防災行政無線・安心eメール (防災)・インターネット等による避難情報受信手段の確認 ○自宅保全
災害発生の恐れ 1日前	○台風に関する気象庁の記者会見 ○大雨警報・洪水警報発表 ○暴風警報発表	○情報収集 (雨量、水位の監視) (銚子地方気象台からの情報を入手) ○水防体制移行指令 ※気象予測により上位の体制へ移行するか適宜判断	○市町村へのホットライン (60mm/h超) ※上記、事象が発生した場合 ○水防指令の受信及び市町村へ伝達	○気象情報収集 ○災害警戒本部の設置 ○適宜パトロール実施 (道路、河川) ○気象情報メール配信 ○本部長 (連絡員) 会議の開催 ※以降、適宜開催 ○避難が必要な状況に備えて 適宜、自主避難情報の発令を判断 ○水防指令受信 ○パトロール等状況報告 ○災害対策本部の設置	○テレビ・ラジオ・インターネット等により大雨や河川状況確認 ○気象情報配信メール・インターネット等により大雨や暴風状況を確認
	水防団待機水位到達 真間川 鬼越 水位 2.00m 氾濫注意水位到達 真間川 鬼越 水位2.70m ○大柏川 北方町 水位 3.50m (氾濫注意水位) ○大柏川 浜道橋 水位 5.92m (計画高水位)				
	○土砂災害警戒情報発表 又は 氾濫危険水位到達 真間川 鬼越 水位 3.23m	○氾濫危険情報発表 ※発表時期は、気象・水象による	○氾濫危険情報受信	○避難施設の開設 ○高齢者等避難の発令【警戒レベル3】 ※急激な水位上昇に恐れがある時 ○土砂災害警戒情報受信 ○氾濫危険情報受信 ○避難対象地区の住民に対して 避難指示の発令【警戒レベル4】	○テレビ (Lアラート等)・防災行政無線・安心eメール (防災)・インターネット・広報車での広報活動等による避難情報の受信 ○避難に時間を要する高齢者等は危険な場所から安全な場所 (※)へ避難開始 ○避難の準備 (高齢者等以外)
	○大柏川 浜道橋 水位 5.92m (計画高水位) ○二和川 床上浸水発生				
	○大雨特別警報発表	○水防警戒体制に移行指令 ※気象・水象により、災害対策本部が設置された場合は、水防非常第1、2配備となる ○国土交通省へのホットライン	○水防指令の受信及び市町村へ伝達	○大雨特別警報の住民への周知 ○水防指令受信 ○緊急安全確保の発令【警戒レベル5】	○テレビ (Lアラート等)・防災行政無線・安心eメール (防災)・インターネット・広報車による広報活動等による避難情報の受信 ○避難完了
0h	○堤防天端水位到達 (越水・溢水) 氾濫発生 ※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって異なります。	○県災害対策本部が設置され、水防非常第1体制もしくは第2体制へ移行指令 ○被害状況報告の取りまとめ・報告 (報告先：県災害対策本部、国土交通省)	○水防指令の受信及び市町村へ伝達	○水防指令受信 (本庁舎4F) ○災害協定の活用 (道路啓開等) ※必要に応じて ○県などから災害対策用資器材の物資調達 ※必要に応じて ○関係機関 (自衛隊等) への派遣要請 ※必要に応じて ○避難者への支援 ○適宜パトロール実施 (道路、河川) 道路冠水時は、通行止めを実施	○テレビ (Lアラート等)・防災行政無線・安心eメール (防災)・インターネット・広報車による広報活動等による避難情報の受信 ○命を守るための最善の行動
					○避難解除 ※自宅の2階以上や、親せき・友人宅、市が開設する避難施設など